

第28 事前相談に関する事務処理

- 1 危険物に関する相談については、年月日、場所、相談者、相談内容、指導を行った者及び指導内容等を明らかにするために、指導経過書（別記21参照）に必要な事項を記載すること。
- 2 製造所等において行われる変更工事の変更許可申請に該当するかどうか明らかでない場合で、資料提出書で資料が提出された場合以外については、指導経過書として事務処理を行うこと。
その場合、変更許可申請に該当するかどうかの判断を記録として残す必要がある場合は、指導経過書を活用すること。

指導經過書

No. _____

[illegible]